保護者　様

静岡県立沼津工業高等学校

インフルエンザ罹患による出席停止について（お願い）

日頃より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、毎年おもに冬季に流行するインフルエンザに罹患し、出席停止となった場合、別紙様式（裏面参照）の罹患証明と体温測定等の健康観察により、登校再開の判断を行うこととなりました。

従来の登校許可証明書の取得に伴う家庭や医療機関の負担の軽減、感染症の拡大を防ぐためです。

下記を参照の上、対応していただきますよう何卒よろしくお願い致します。

インフルエンザ罹患から登校再開までの流れ

① インフルエンザが疑われる症状があり受診する際、本校ホームページから「インフルエンザ罹患証明書」をプリントアウトして持参する。

② 受診した医療機関にて、「インフルエンザ罹患証明書」に証明を受ける。

③ インフルエンザ発症日を０日として、そこから少なくとも５日間（計６日間）は、家庭にて安静にし、体温測定等の健康観察を行い、「インフルエンザ経過報告書」に記入する。

④ 平熱となった日を解熱０日目とし、平熱で過ごせる日が２日経過したら、登校可能。必ず「インフルエンザ罹患証明書」を提出する。

（注意）

・**インフルエンザ以外の感染症については、従来どおりの方法で「登校許可証明書」を御提出ください。**

・受診の際に証明書の様式を持っていなかった場合は、診断日が分かる領収書等を添付してください。

（インフルエンザ発症から登校までの目安）

学校保健安全法施行規則第 19 条

インフルエンザの出席停止期間『発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで』

	発症日 （0日目）	発症後 １日目	発症後 ２日目	発症後 ３日目	発症後 ４日目	発症後 ５日目	発症後 ６日目	発症後 ７日目	発症後 ８日目
発症後１日目で解熱	●	△	△	△	△	△	登校可		
発症後２日目で解熱	●	●	△	△	△	△	登校可		
発症後３日目で解熱	●	●	●	△	△	△	登校可		
発症後４日目で解熱	●	●	●	●	△	△	△	登校可	
発症後５日目で解熱	●	●	●	●	●	△	△	△	登校可

●：発熱　　△：解熱　　※解熱後に再発熱した際は、最後の解熱日を基準としてください。